

新	旧
<p>（喫煙等） 第二十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。）</p> <p>5 前項第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>	<p>（喫煙等） 第二十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物には、適当な数の吸殻容器を設置した喫煙所を設けて「喫煙所」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。</p> <p>5 劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。</p>

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。ただし、消防長（消防署長）が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 (略)

(劇場等の客席)  
第三十五条 (略)

一 いすは、床に固定すること。

二、四 (略)

五 客席の避難通路は、次によること。

イ、ホ (略)

第三十六条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 いすは、床に固定すること。

二、三 (略)

四 客席の避難通路は、次によること。

6 (略)

(劇場等の客席)  
第三十五条 (略)

一 いすは、床に固定すること。ただし、消防長（消防署長）が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められた場合においては、この限りでない。

二、四 (略)

五 客席の避難通路は、次によること。ただし、消防長（消防署長）が避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められた場合においては、この限りでない。

イ、ホ (略)

第三十六条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 いすは、床に固定すること。ただし、消防長（消防署長）が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められた場合においては、この限りでない。

二、三 (略)

四 客席の避難通路は、次によること。ただし、消防長（消防署長）が避難口その他の避難施設の配置等によ

イゝ二 (略)

(基準の特例)

第三十六条の二 前二条の規定の全部又は一部は、消防長(消防署長)が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(準用)

第四十二条 第三十五条から第三十六条の二まで及び第三十七条の二から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

り入場者の避難上支障がないと認められた場合においては、この限りでない。  
イゝ二 (略)

(準用)

第四十二条 第三十五条、第三十六条及び第三十七条の二から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。